

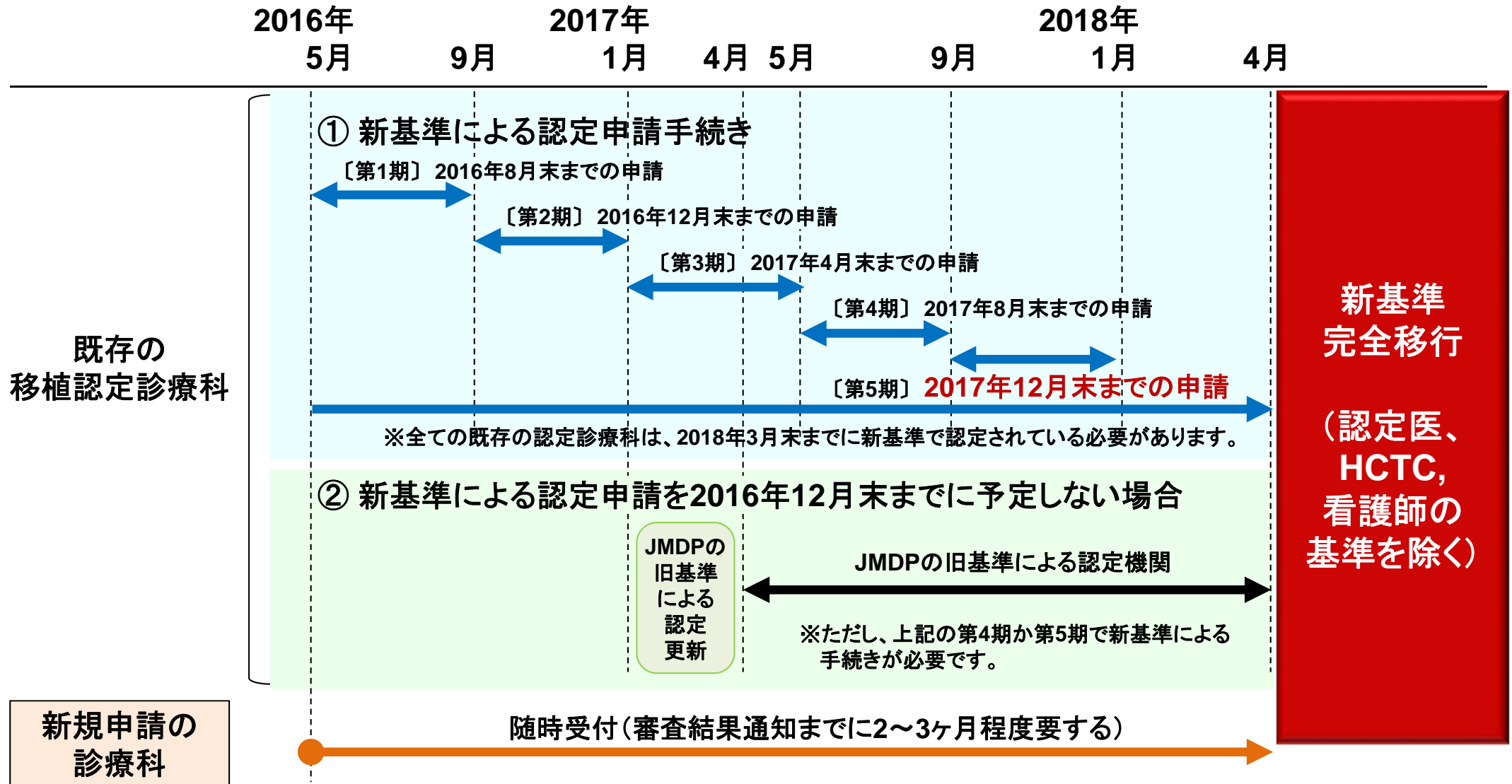
日本造血細胞移植学会移植施設認定

日本造血細胞移植学会 移植施設認定委員会
委員長 岡本真一郎

移植施設認定 Backgrounds

- 多数の移植施設で移植が施行されている我が国の現状を踏まえ、善意のドナーから提供される造血幹細胞の適切な使用を担保するとともに、造血幹細胞移植医療全体の質の向上と均てん化を目指す。
- Global Standard(FACT/JACIE/WBMT)との整合性をとり、施設が備えるべき基準(達成目標)が記載されている。
- この認定基準は、これまでの基準で認定あるいは登録された全ての移植施設及び新規の移植施設に適用される。

認定手続き・新基準導入ロードマップ



現状必須としていない基準番号（I）

<HCTCの基準>

- 3.4.3 移植患者およびドナーを担当する学会が認定する移植コーディネーター（HCTC）が配置されていること。小児診療科においては、HCTCに代わってチャイルドライフスペシャリスト等が移植患者およびドナーを担当することを含む。

<認定医の基準>

- 3.2.1 移植を担当する診療科には、日本造血細胞移植学会が認定する造血細胞移植認定医の資格を有している常勤の医師が、少なくとも2名以上配置されていること。小児診療科においては、少なくとも1名以上の、常勤の日本造血細胞移植学会が認定する造血細胞移植認定医が配置され、かつ別に1名以上の常勤の小児科専門医がいること。移行期間においては、常勤の日本造血細胞移植学会が認定する造血細胞移植認定医の代わりに小児血液・がん学会暫定指導医／専門医が配置されていること。

現状必須としていない基準番号(Ⅱ)

＜看護師の基準＞

- 3.3.1 移植施設では、移植件数および移植患者の重症度に応じて、**十分な看護師／移植患者の比率**が維持され、看護補助者を適正に配置し看護師が看護に専念できること。
- 3.3.2 日本造血細胞移植学会看護部会が主催する同種造血細胞移植後フォローアップのための研修を修了し、その後も**学会総会におけるブラッシュアップ研修や移植推進拠点病院・地方会などが行う研修を継続して受講し自己研鑽している2名以上の看護師が病棟または外来で患者のケアに従事していること。**

移植施設認定：進捗状況（2017年3月1日現在）

認定申請受理	内科	(27) 診療科
	小児科	(15) 診療科

認定診療科 (full accreditation)	内科	(20) 診療科
	小児科	(13) 診療科
認定診療科 (accredited as LVC)	内科	(1) 診療科
	小児科	(0) 診療科
条件付き承認	内科	(1) 診療科
	小児科	(0) 診療科

LVC =Low volume center

移植施設認定更新のロードマップ

認定期間：認定日から認定日後最初の4月1日から始まる年度の3月31日まで

更新手続：①年次調査：1年毎に移植件数と診療体制を確認【更新費用 10,000円】

②更新調査：5年毎に全ての認定基準についての審査【更新費用 30,000円】

認定医、看護師、HCTCの基準を除いた基準により認定する期間(要件緩和期間)：2023年3月31日まで

※ただし、今後の年次調査結果で実態を把握しながら判断する

(特にHCTCの基準に関しては要件の検討を続ける)

要件緩和期間終了(予定)

<認定期間・更新手続のイメージ>

